

訴 状

令和 7 年 4 月 29 日

東京地方裁判所民事部 御中

原告 福永活也 

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 300,000 円

貼用印紙額 3,000 円

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

- | | |
|---------|-------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 証拠説明書 | 2 通 |
| 3 甲号証写し | 各 2 通 |

当事者目録

(送達場所)

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-4-20-1007

電話 03-5413-5557 FAX 03-6774-8436

原 告 福 永 活 也

〒106-0032 東京都港区六本木 6-2-31 六本木ヒルズノースタワー9階

郷原総合コンプライアンス法律事務所内

被 告 郷 原 信 郎

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金 300,000 円及びこれに対する令和 6 年 12 月 7 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告

原告は、東京弁護士会所属の弁護士であり、フォロワー約 6.1 万人の X アカウントを運営している（甲 1）。

2 被告

被告は、元検察官の弁護士であり、フォロワー 13.2 万人の X アカウントを運営している（甲 2）。

第2 被告の不法行為責任

1 本件投稿について

被告は、令和 6 年 12 月 7 日、自身の X アカウントから、「「福永先生は、友人と YouTube ライブ中」というコメントがあったので、しばらく、そのライブを見ました」、「自身について話されていることの中で明らかな誤りがあったので、その点を指摘しておきます。

① 「郷原弁護士は、過去に何件も刑事告発を行っているが、ほとんどで負けている」

② 「郷原弁護士は、ヤメ検でテレビにしょっちゅう出ており、マスコ

ミの手先のような弁護士。今回も、マスコミの意向に沿って告発して、テレビに出してもらおうことが目的だ」

少なくとも、この二つの発言は、明白な誤りであり、名誉毀損にも当たりかねないものです。リハックの対談の前に、以下に述べることを、是非御認識頂きたいと思います。」と投稿した(以下「本件投稿」という。甲3)。

2 本件投稿の同定可能性

本件投稿は、「福永先生」と述べているが、原告の姓に対して、弁護士を指す「先生」という呼び名をしていることや、その内容として本件投稿の同日に予定されていた原告及び被告によるリハックというYouTubeチャンネルでの対談に関すること(甲4)が述べられていることからすると、本件投稿は原告に対する投稿であると理解されるのが自然である。

3 本件投稿が原告の名誉権を侵害することについて

本件投稿は、原告が、YouTube ライブにおいて①「郷原弁護士は、過去に何件も刑事告発を行っているが、ほとんどで負けている」及び②「郷原弁護士は、ヤメ検でテレビにしょっちゅう出ており、マスコミの手先のような弁護士。今回も、マスコミの意向に沿って告発して、テレビに出してもらおうことが目的だ」と発言したこと、及びこれらが虚偽であること、並びにこれらの原告の発言は被告に対する名誉毀損に当たりうることを述べている。

まず、上記①及び②の発言は、被告が本件投稿内で述べているように、原告が被告の社会的評価を貶める事実を述べていると理解させるものである。

すなわち、上記①については、被告による刑事告発を敢えて勝ち負けで表現した場合に、負けとは告発した事件が処罰されない決着になるこ

とを指すが、刑事告訴には本来的に勝ち負けなどないものの、ほとんどが立件に至らなかったことを取えて述べることはあたかも被告が十分な調査や検討をせずに刑事告訴を乱発しているといった印象をもたらし、被告の社会的評価を低下させる。また、上記②については、被告が「明らかに事実と反し、私にとって全く正反対の事実であり、到底許容し難いものです」と述べているものであるが、公平中立な客観的正義を追求する被告において、あたかも自らの信念を捻じ曲げて、テレビに出たいがためにマスメディアに媚びてマスコミが求める言動をする人物との印象をもたらし、被告の社会的評価を低下させる。

さらに、本件投稿では、上記①及び②の事実関係はいずれも虚偽であると述べられている。

とすれば、本件投稿を閲覧した一般閲覧者は、あたかも原告が、同業者であり大先輩でもある被告の社会的評価を低下させるような虚偽の事実を拡散させていると理解し、原告に対して無責任で信用ならない人物であるとの印象を抱くのであって、本件投稿は原告の社会的評価を低下させる。

そして、原告が上記①及び②の発言をしたか否か及びそれらが虚偽であるか否かはいずれも証拠等をもってその存否が確定できる他人に関する事項であるから、事実の摘示に該当するが、原告はこのような発言は一切していない。

よって、本件投稿は原告の社会的評価を低下させ、名誉権を侵害することは明らかである。

4 本件投稿により原告が被った損害

(1) 慰謝料

本件投稿は原告の名誉権を侵害するが、本件投稿はすでに500回以上もリポストされ、52.3万回も閲覧されていることや、被告が大きな社会

的影響力を有する人物であること、他方、原告も弁護士であり特に信用維持が求められる社会的地位にあること等からすれば、これによる原告の精神的苦痛を慰謝するには金 30 万円を下回らない。

(2) 遅延損害金

本件投稿に関する損害賠償請求権は、本件投稿がされた令和 6 年 12 月 7 日より遅滞に陥っている。

5 小括

以上のとおり、原告は、被告に対し、金 300,000 円及びこれに対する令和 6 年 12 月 7 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員の支払いを求める。

第3 結語

よって、原告は、被告に対し、名誉権侵害の不法行為責任に基づく損害賠償請求権として、金 300,000 円及びこれに対する本件投稿がされた令和 6 年 12 月 7 日から支払済みまで民事法定利率年 3 分の割合による金員の支払いを求める。

以上